

平成 15 年 11 月 25 日

各 位

不動産投信発行者名

東京都新宿区西新宿八丁目5番1号
野村不動産オフィスファンド投資法人

代 表 者 名

執 行 役 員 秋 山 安 敏
(コード番号：8959)

問 合 せ 先

野 村 不 動 産 投 信 株 式 会 社
ファントマネジメントグループ・リーダー 緒 方 敦
TEL. 03-3365-0507

投資証券の東京証券取引所不動産投資信託証券市場への上場承認のお知らせ

野村不動産オフィスファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）への上場を目指し鋭意準備を進めておりましたが、本日、東京証券取引所より本投資法人の投資証券の東京証券取引所不動産投資信託証券市場への上場について承認が得られましたのでお知らせいたします。

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき、主として特定資産に投資して運用を行うことを基本方針として設立された法人です。その資産の運用につきましては、野村不動産株式会社の全額出資子会社である野村不動産投信株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）が本投資法人の規約に定める資産運用の基本方針に基づき、資産の運用に係る業務を行います。

本投資法人は、三大都市圏及び政令指定都市等に立地する主たる用途がオフィスビルである不動産及びかかる不動産を主たる信託財産とする信託の受益権（以下「不動産信託受益権」といいます。）に対して投資を行うことにより、中長期の安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目指して運用を行います。

また、野村不動産株式会社及びそのグループ会社とも協調し、運用資産からの中長期の安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目指します。

本投資法人は、本年8月7日に野村不動産投信株式会社が設立企画人となって設立されました。その後、同年9月22日に投信法第187条に基づく登録を受け、上場（平成15年12月4日予定）後は、不動産信託受益権（オフィスビル12物件）を、投資口の発行及び借入れにより調達した資金をもって速やかに取得する予定です。その購入価格（信託受益権の売買契約書に記載された金額であって取得経費、固定資産税、都市計画税及び消費税は含みません。）は約1,042億円を予定しております。

本投資法人は、近時の不動産の保有形態が「法人保有型」から個人投資家も含めた投資者が実質的に保有する「投資家保有型」へと移行しつつあるとの基本認識に立ち、投資家の方々の運用資金と不動産市場とを直接的に結びつける役割を担うことを目指します。

* 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意： この文書は本投資法人の投資証券の東証上場承認に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行なう際には、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。